

議会活性化に関する研究会協議結果

(1) 審査案件

- ① 4年前に設置された「議会改革に関する協議会」でまとめられた30項目の案件中、未整理、未実施の部分について、再度、協議が必要とされる案件について審査を行うこと。(1番～9番)
- ② 新たに議題として取り扱うべき案件については、議長から必要な会議を経て、研究会に委ねられた案件について審査を行うこと。(16番)
- ③ 研究会において、新たに議題として取り扱うべき案件について、必要と思われる案件については、議長に報告し、了解の上、審査を行うこと。(10番～15番)

審 査 案 件	研 究 会 で の 決 定 事 項 等
1. 議員研修会，講習会の開催	既に実施もされたこともあり，正副議長に一任して実施する。
2. 閉会中の委員会・協議会などの活性化策	委員長会議で意見の一致も得られたこともあり，各委員長に一任して実施する。
3. 執行部からの情報提供のあり方	開会当日に，提案理由の議案説明部分のみ配布することについて，議会運営委員会で協議していただき，執行部と調整を図る。
4. 議会日程	多少決定後の日程に変更があるにしても，各委員会日程も含めて事前に一般的な会期日程表を公表する。
5. 議会と市民の懇談会	実施は見送る。
6. 議員同士の政策討論の場	実施は見送る。
7. 議会事務局の支援強化 (本会議以外の会議録作成強化について)	平成25年度に外注等の予算が計上されたことから，既に実施されている。
8. 土・日の議会開催	実施は見送る。
9. 申し合わせ事項について (ノートパソコン・電子辞書の持ち込みについて)	意見の一致を得ることができず，時期尚早で今回は実施を見送るが，継続した議論は必要である。
10. 全員協議会の位置付けについて ※ 会議規則の第163条第4項が曖昧である。 「協議等の場の運営その他必要な事項は，議長が別に定める」となっているが，議長が具体的なことを別に定めていない。議長が決める部分について，当研究会として，提案して決めてもらってはどうか	議長に一任する。
11. 反問権について ※ 議会基本条例に関係なく検討してはどうか。	執行部に反問権を付与する。詳細は議会運営委員会で協議する。

<p>12. 請願・陳情者の発言の場</p> <p>※ 請願・陳情者の発言の際、休憩して協議会で発言してもらっているため、会議録に残らない。委員会で発言してもらい会議録に残す方策を検討したらどうか。</p>	<p>現状の通りとするが、案件により、委員会の判断に委ねる。</p>
<p>13. 本会議場にプロジェクターのようなものを設置することについて</p>	<p>時期尚早で今回は実施を見送るが、継続した議論は必要である。</p>
<p>14. 議会に関するアンケート調査について</p> <p>※ 市政モニターを活用することが出来るか否かについて、執行部に確認する。</p>	<p>必要に応じて、市政モニターを活用する。</p>
<p>15. 予算審査特別委員会と決算特別委員会の定例設置について</p> <p>※ 常任委員の複数制を採用して、総合的・一体的な審査・政策議論を可能とするために予算審査の場合は議長を除き、決算審査の場合は議長、議会選任監査委員を除く、全議員を構成員とする予算・決算常任委員会を常設することについて</p>	<p>意見の一致を得ることができず、今回は実施を見送る。</p>
<p>16. 予算審査特別委員会の運営方法について</p> <p>※ (1) 通告制について (2) 質問の時間制限について (3) 関連質問について</p>	<p>(1) 通告制について 通告制については、意見の一致を得ることができず、結論は見出せなかったが、早急な課題であるため、今後、出された意見等も踏まえて議会運営委員会で協議していただく。</p> <p>(2) 質問の制限時間について 当面、質問時間については、現状どおり30分以内のままとする。</p> <p>(3) 関連質問について 関連質問は、認めない。</p>